







○大和田政府委員 私ども承知いたしております農地関係の鉱害量の数字は、約四百三十億ほどでございます。

○滝井委員 そうすると、既発生鉱害の七割というものは農地復旧です。そうすると、四百三十億の農地の中で年々補償というものは一体どの程度払うことになりまうか。この四百三十億に有資力分と無資力分があるから、それを有資力と無資力とお分けになって、無資力分の年々補償がどの程度、有資力分がどの程度と、こうやって教えてもらいたい。

○佐成説明員 農地の未復旧の場合におきます年々の補償でございますが、有資力鉱害、すなわち、炭鉱が残存しております場合に支払っております金額は、年間約十億円と把握いたしております。それから、無資力の場合には、これは炭鉱が消滅等いたしておりますので支払いがおられないわけでございますが、炭鉱がもし残存しておりますれば当然支払うべき金額、これにつきましては、私ども、おおむね一億七千万程度というふうに考えております。

○滝井委員 井上さん、いまお聞きのとおり、有資力分で年々の補償十億円です。これは相当大きいですよ。これは延納の方法はないわけですか。農民にやらなければならぬ金ですから。そうすると、金を貸してやるということになるんです。基金その他から金を貸す。そうすると、またその借りた金に利子がつくわけです。そうすると、今日、石炭山は、ニュースクラップ方式で、みずからの自立性を確立するために労働者の首を切つてみたところが、その首を切つた退職金の支払いが、いまや自立を確立せんとする炭鉱の頭へのしかかっています、みずからがその退職金の支払いのために借りた金で空息をしようとしておる現状でしよう。だから、その復旧をやはりすみやかにやつてやるというのでない、十億ずつ毎年金を払わなければならぬことになるわけですか。しかも、農地は土地の生産性というものが非常に落ちるでしよう。日本農業というものは、労働の生産性と土地の生

産性を上げていかなければ食糧の自給率というものは確立できない状態なんです。だから、だんだん人造肥料をまく、金肥をまく、そして、そのためにまた土地の生産性というものは落ちてきつたあるわけでしょう。鉱害の農地というものは落ちて悪くなっておるでしよう。だから、この点は、農地局長さんのほうで、一体鉱害復旧にどういう対策をとつて、四十七年末までに少なくとも農地を積極的にやろうとするのか。いまわれわれのところでも一つの団地をつくつて復旧しようとした。ところが、団地をつくつて、そして同意をとつて復旧しようとしたら、それに予算がつかないんです。予算がつかないためにできないのです。

ところが、通産省はいままで何と言つたかというところ、鉱害復旧というものは今後総合的にやらなければならぬ、総合的、一貫的にやらなければならぬということが鉱害復旧の基本方針だつたのです。ところが、その一つの団地を復旧しようとしたときに、団地の三分の一とか二分の一しかできないといつたら、総合的な復旧はできないですよ。だから、したがって、その農民というものに非常に迷惑をかける。半分だけ復旧するなら復旧してもらわなくてもよろしい、こうなるんです。なぜそうなるかという、農民は復旧してもらはうがいい。しかし、いいかげんな復旧なら、十億円の年々補償をもらつておつたほうが得なんです。こうなつちまう。しかし、一つの団地全部復旧するといふなら、かんがい水路の設計その他も全部きちつとやつてうまくやれるので、一団地が新しく農村経営に立ち上がることが出来る。しかし、三分の一はことしやる、残りの三分の二はいつやれるかわからぬということでは、どうにもならぬわけですか。こういう形ではいかぬので、四百三十億という、既発生鉱害の約七割近くになんなんとする鉱害復旧の非常に重要な中心的な役割りを演じておる農地復旧に対して、農林省としては一体どういふ方向で四十七年度までにやろうとするのかという事です。

○大和田政府委員 私どもやっております農地であるいは農業用施設関係のいままでの鉱害復旧の実績を申し上げますと、たしか昭和二十七年以降、復旧費で累計百十億程度、国庫補助金で約七十四億円というふうに記憶いたしております。最近の動きを申し上げますと、御承知と思ひますけれども、たとえば三十七年度で十一億ほどの事業費でございます。これに對しまして、補助金は六億九千万程度でございます。四十年年度におきましては、事業費で約二十一億、補助金で十六億六千九百万でございます。四十一年年度は、私どもいまお話をいたしましたような事情をもうよく知いたしましたので、できるだけ予算の増額に努力をいたしまして、事業費で二十三億、補助金で二十七億九千五百万円、相当に増額をいたしまして、農地及び農業用施設の復旧につとめておるわけでございます。私ども、鉱害の現在の数字に比べまして、この四十年年度なり四十一年年度の事業費あるいは補助金が決して十分だといふふうには存じておりません。いままでとにかく年々努力してふやしてまいつたわけでございますけれども、今後もできるだけ現地の事情に即して事業費なりあるいは予算の増額に努力をして、鉱害の復旧に遺憾のないようにいたしたいといふふうに考えておる次第でございます。

○滝井委員 いま、三十七年が十一億の事業費、四十年が二十一億、四十一年が三十三億ということですが、昨年鉱業権者の負担を軽減することによって、鉱業権者というものは非常に農地復旧の意欲が高まつてきたわけですか。いままで三割五分で、それが一割五分になつた。鉱業権者負担は半分以下になつたんですから、したがって、いままでのお金を持つておれば倍の農地復旧ができることになるわけですか。そうしますと、十億も年々補償を払うならば、この際炭鉱の経理をよくするために鉱害復旧をやつたほうがいいという気持ちがあるとして起つておるわけですか。ところが、いまの農地局長さんの御説明のよりに、こ

としましては相当な飛躍ですよ。ところが、四百三十億の既存の鉱害から考えたら、なお十三年かかるといふわけでしょう。そうすると、その半ばの六年近く、六年か六年半で法律が終つてしまふというなら、あとの半分のはどうなるかわからないという運命になるわけですか。そこで、この点について、どうしてもこれは予算をしなければいかぬ。予算をやらぬとすればどういふ方法があるのか。施設しをやる以外にはないんですよ。ところが、私はこれはきょうはちよつと巻き返しをやるわけですが、施設し工事というものは、有資力であろうと無資力であろうとできるものだと思つていたんです。また、その答弁もそういう答弁をしておつたわけですか。ところが、いよいよ見えてみまうと、無資力だけの通達になっておるのです。有資力は通達から落ちておるのです。これは実は私も全くつかつた。これは私が詰めた。そうして、その施設し工事というものは農地についてはやらせると言つたんです。ところが、そのときの答弁にちよつとそこに何か一つのことばを入れて、有資力を落とすような答弁になっておるのです。したがって、それは無資力だけで、有資力は入らぬ、こういうあなたの方の通達が下におりておるわけですか。ところが、御存じのとおり、農地復旧における無資力の地位というのは非常に高まつてきたわけですか。そうして、しかも一億七千万という年々補償を、これは今度予算がついたわけですか。鉱業権者が生きておると同じ形が無資力に出てきたわけですか。そうすると、年々補償がついた無資力について施設し工事ができるのに、有資力でできないという理論的根拠はないはずなんです。だから、もし予算がつかないならば、これをやつてくれれば、鉱業権者はどこからでも金を借りて、あるいは基金のワクをふやしてでもやることになるわけですか。だから、この有資力の施設し工事をするかやらぬかです。私は、きょうは大蔵省も呼んでおつて、この問題の言質をとりた



からいたしまして、漫然とつぶして漫然と生かすという事は、はたしてどうかというよりな意見が従来ありまして、この法律をつくります当初におきまして、スクラップ・ビルド政策を厳密にやっつけていくという趣旨からしますと、消滅した鉱区を生かすという事はおかしいという議論もあつたわけでございます。本法制定の当時にはそういう思想であつた。ところが、最近に至りまして、私も、スクラップ政策の実施状況を見てまいりますと、何と言いますか、完全な意味のスクラップ炭鉱、もう残存炭量もほとんどないというよりなところまで掘った山が閉山される場合には、再活用の道は少ないわけでございますが、最近、どちらかと言いますと、もちろん老朽炭鉱ではありますけれども、なお残存炭量を残して閉山していきというよりな山も相当見受けられるわけでございます。そうなりますと、今度は、隣接鉱区で現に採掘しております企業から見ますと、その残存炭量を活用できれば非常に経営の改善に役立つ、あるいは資源の活用というよりな意味から言つても非常に有意義だというよりな事柄が最近になって非常に増加してまいっております。したがういまして、そういう角度から、従来にも問題ではありましたが、そういう実情からいたしまして、今回、そういう消滅鉱区あるいは買収鉱区の活用をはかることが国民経済的に見てもプラスであらうというふうに判断して、改正法案をお願いした次第でございます。

○滝井委員　そうすると、消滅区域の活用が一応認められるという立場に立つて議論を進めてみますと、その場合に、Aの地区から消滅鉱区Bに向かつて採掘をやることは、国民経済上あるいはその企業の安定上非常に重要だ、あるいは資源の活用上きわめて必要がある、こういうことでやりますね。そうすると、そのAからBに向かつてやる場合に、これは有資力と無資力の二つに分けて、B地区は有資力の炭鉱のものであつたとする。そして、合理化事業団に買い上げてもらつたり、あるいは消滅の手続をとつた。その場合、全部

鉱青の復旧が完了してしまつておる場合と、なお鉱青の復旧が完了していない場合とある。いずれにしても、Aから掘つていくことを許したという場合に、これはまた鉱青が起つてくるわけですね。この場合に、もうこのB地区の人は信用しないわけですよ。いわんや、有資力炭鉱の現状を考えると、掘られて後復旧できるかどうか疑問なので、鉱青は未復旧で、かつうんと債務が残つておるといふときは、Aからやろうとすれば、そのB地区が無資力であつた場合に、Aが全部やつてくれなければ掘ることを承しない、そういうのが出てくるわけですよ。これは、有資力、無資力、いわゆる復旧が完了していない場合と完了した場合とによつてまた違つてくるわけですよ。

それから、もう一つ違つてきたのは、これはぼく自身のもの考え方が違つてきたわけですが、たとえば、八幡製鉄が使つてきた貯水池がある。その貯水池の下を掘ることは、八幡製鉄という大企業に非常に致命的な欠陥を与えるから、これは掘つてはいかぬ、こういうことになつたわけですね。そうして転換をされた、こういうことです。

〔委員長退席、加藤(高)委員長代理着席〕

ところが、筑豊で、たとえばはくの地区で言へば、いまからわれわれのところ、生きてる山が存続するためにまた新しくわれわれの下を掘らうなということになる、みんな住民は反対です。なぜ反対するかというと、過去の賠償が十分なされてない、ということもありません。いまの農地の問題もあります。しかし、たとえば、東京ならば、私よく知りませんが、建築学会その他の意見によれば、日本で三十階か三十三階が建て得る。ところが、筑豊のわれわれのところは、いま二階建てが限界です。四階建てを建てようとする、専門家に見てもらつて、ここは無炭地区で、そして全然付近は掘つていけない、こういうことの確信がないと四階建てができないのですよ。そうすると、同じ日本の国土でありながら、東京地区においては二十階も三十階も建物建て得る、われ

われのところでは二階しか建て得ないということになると、土地の所有権の価値というものが、下で石炭を掘られたためにうんと違つてきているのです。今度また掘られるという事になると、四階どころではない、二階でも建て得ないという問題が出てくるわけですね。したがつて、われわれは、こういう点があるのが、鉱業法の改正に反対してきているわけですが、最近、借地借家法その他もだんだん変わつてきて、地上権、地中権というのがある。東京では、地下鉄が通る場合に、地下権というのがあります。ぼくの友だちなんか、地下鉄が通るといふので五十万くらいりかしました。地下鉄が下を通る、そうすると、自分が下を利用することができなくなるというので、五十万の補償を出さない、こういうのがあつた。ところが、筑豊炭田はそんなものは何もないわけなんです。いまや鉱青賠償に對するもの考え方は違つてきた。

だから、採掘をやめたところを再び隣接鉱区から掘らうなんて言つたつて、簡単に許さぬですよ。それを許すとなれば、全部復旧の見積もりをして金を積みなさいと言いますよ。われわれ、そう言わなければ掘らせられぬです。というものは、最後はみんな投げ出されて、どうにもならぬようになつておるのです。そして、祖先伝来の農地を復旧するのには三拜九拜して頭を下げなければできないという事柄になるわけですよ。炭鉱はみんな左前です。国から補助をもらわぬ限り炭鉱自身で復旧することができない、そういう実態ですから、いまからこれをやろうとすれば、いま言つたように、復旧してしまつたものを掘つた場合に對する処置を一体国が責任を持つてくれるかということですよ。あるいはまた、まだ未復旧のものについてやろうとすれば、これ幸いと思つて、AからBに掘つていこうとすれば、全部Aに押しつけて、Bは逃げさせてしまふ。いま大手の大企業はみなそれをやっています。明治以来掘り続けて、近代資本主義の確立をした大財閥の炭鉱屋の皆さんは、みんな逃げたしてしまつて、そして中小の山にみんな分割してしまつておるのでしょう。そして、それらのものにみんな鉱区を安くやつて、一筆書いて、全部私に責任を持ちます、こういうことにさせてしまつておる。それは連帯責任ではありません。連帯責任はあるけれども、筑豊を引き揚げて東京に来てしまふ大企業に、いなかから十萬、二十萬の鉱青賠償金をもらうために来られませんよ。

だから、そういう点がありますので、この鉱区の調整をやろうとすれば、この法案の三十五條の六の一番しまいのほうに、「採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の確認を受けているときは、この限りではない」、こういういわゆる通商産業大臣の確認というのがあるわけですが、その確認をするときの条件に、鉱青の復旧というものの全責任を鉱業権者に持たせただけでは話にならないわけですよ。国が持つていくことにしてもならぬわけばならぬわけですよ。もう地域の住民はそれでなければ納得しない。そうでなければ住民の同意をとることかしてもらわないと、簡単にいけませんよ。これは、御存じのとおり、もう今度は通産省はあきらめましたけれども、鉱業法の改正をやろうとしたときに、もう全国の炭鉱のある市町村が全部鉱業法の改正に反対だと言つてきたのも、そういう底流があるからですよ。

そこで、いまのような総合調整をやろうとする場合に、とにかく、抹消したり、合理化事業団に鉱業権を移したからには、これはもう終わつておることがたてまえて、一部終わつてないのがあるけれども、そこをやるのですから、今度新しく鉱青を起こした場合には、これは合理化事業団の鉱区でなくなるのですよ。滝井委員なら滝井委員が新しく掘らうとする場合には、滝井委員の鉱区になつてしまふ。そうすると、また個人になるのです。あるいはその会社のものになるのです。そうすると、それに不信感を持つておる人に簡単に譲ることを同意しないですよ。しかし、これは財産権、所有権を譲るのだから、第三者はいかんと防止のしようがない。そうすると、また掘られ

たら泣き寝入り、こうなる。あんまり再三再四明治以来泣き寝入りを続けさせているわけですから、もう人工衛星の飛ぶ時代にまた泣き寝入りはしたくない、こういうことなんです。この処置を一体どうするつもりなのか。

○井上政府委員 たいま御指摘の点はごもっともな点が多いわけですが、私も、この法律によりまして、近い将来鉱区調整をいたしたいと思えます。大体の予定案件等を見ますと、必ずしも鉱害の地帯ばかりではございませんで、鉱害の少ない、あるいは鉱害の全然ない、たとえば海底炭鉱その他、たとえば松島炭鉱の大島と三菱の崎戸、崎戸の一部を閉山しましたが、それと大島との鉱区調整をやるというよりな事例もあるわけですが、全部が全部、滝井先生だいたいまおっしゃったようなケースはないと思えますが、ただ、筑豊には、滝井先生がおっしゃいましたような事例も全然ないとは考えません。特に、私

も、ただいま滝井先生御指摘になりました三五五条の六第一項ただし書きでこの出願の区域を許可いたしますときの考え方といたしまして、「隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通産大臣の確認」御指摘の点でございますが、いろいろ出願を許可したり、あるいは合理化事業団が譲渡するに際しましては、先ほど保安上の配慮もするということも申しましたが、単に保安上の配慮だけでなしに、鉱害につきましても、この鉱害をできるだけ起こさぬような予防措置を講ずるとか、あるいは、消滅鉱区の譲り受けを受けます鉱業権者については、やはり鉱害賠償の確に行なえる資力を持つ者とかいうようなことで配慮してみたいと思っております。したがって、従来往々にして見られました、特に筑豊に間々見受けられました、いわゆる鉱害に対して不徳義な行爲をするような鉱業権者、そういう者にはこの鉱区調整は認めないというような運用方針でまいりたいというふうに考えております。

○滝井委員 石炭の委員会には、石炭産業の比重

がもう怪くなったから、なかなか政府委員が出てこない。主計官も病気でおらぬ、次長やその他も来れぬ、だから主査が来る、課長補佐級が来る、これでは意味がないですよ。だから、委員長、これはもう少し權威をもって呼んでもらわぬと困る。何だったら政務次官なら政務次官を呼ぶとか、そうしないと、法案を上げてくれと云ったって、一問一答で実行できる答弁がなかったら、意味がないですね。われわれ一生懸命勉強してきてやるわけですから。

○加藤委員 御趣旨を体しまして……。○滝井委員 だから、政務次官を呼んでください。大臣が一時半までしかおられないのですから。いまの御答弁、なかなか井上さん方んで言われるけれども、対中国問題ではないけれども、ある朝目がさめてみたらアメリカがお隣の中国を承認しておったというのと同じようなことが、鉱害ではよく起こるのですよ。というのは、ある朝目がさめてみたら、自分のうちの下の掘られてしまつておたら、私のうちなんかそうなんです。目がさめてみたら、ふる場のたきがぼんと陥没しておる。だれもそこを掘った人がいないはずなのに陥没しておるから、おかしいなと思つて調べてみたら、いや、先生のところの下は三年前に掘つたんですよ、こういうことなんだ。だから、A地区からB地区に掘ろうとする場合に、BをAに譲つたかどうかというところは住民は知らないのです。これは上のほうで全部許可されてしまつて、住民は知らない。自分らのところは、炭鉱が合理化をして閉山になったのだから、もうこれからは末まで掘ることはないぞ、家を立てようといつて、なけなしの財布をはたいて、鉱害復旧と一緒に家を建ててみた、そうしたら、ある朝目がさめてみたら下を掘られておたら、こういうことではないかねわけです。だから、私は、こういう調整をやる場合には、その地域の住民にも告知をして、住民の同意をとりなさいと言ひたいです。これは相当抵抗はありますよ。しかし、そのときは鉱業権者に金を

必ず積みなさいとかいうことにはしておかないと、いま言ったように、もう筑豊の土地というものは、土地の価値が下がつてしまつて、少しいい精密工場でも来てもらおうと思つたら、来ないです。なぜかといつたら、そこに行つたら地盤が狂つて精密なものはできません、こう言うんだ。あるはなはだしい経営者は、いやあ、滝井君、君のところは人間がスクラップになつておるからいい製品がでないんだ、こう言つた人がおるのです。土地もだめだ、人間もだめだと言ひたい。いや、そうじゃないんだと説明したつて、だめです。それは、来てボーリングしてみたら、下は結核で冒された肺みたいなみんな空洞になつておるから。そういう形になつてしまつておるところをこれから掘ろうというのです。その中の一部の残つておるのを掘ろうというのですから、これは何か対策をやらないと、ただ通産大臣が確認しただけでやるということではなくて、そのことを住民に周知徹底をせしめて、住民の納得のいく形にしないと、四年も五年も十年もかかつてようやく復旧してもらつたらんぼなり家が、またもとのくもくあみに返つたといつたら、あなたどうしますか。泣いても泣いてもせんよ。大企業の入嚙製鉄の貯水場の下は掘りきれぬけれども、滝井委員のような微弱なやつらの家の下は黙つて掘つてもいいという、そういういままでの石炭行政というのについて、これは反省をせしめなければいかぬし、私は非常に抵抗を感ずるのです。四十八歳の抵抗じゃないけれども、抵抗を感ずる。だから、この点については、大臣、一体どうしますか。簡単にさせるべきではないと私は思ひたいです。

○三木国務大臣 実情に即した滝井さんのお話、ごもっともなことが多いと思ひます。だから、通産大臣が確認をするときには、これは簡単にやらぬように、確認のときに慎重を期するということよりはかにはないと思ひます。みんな寄せて住民の同意というやうなやり方も、民主的なやうにむすかしいですよ。だから、確認のときに慎重な

態度を持する。そういうことで、地方民に非常な摩滅の起こらないような配慮をするということよりはかにはないと思ひます。

○滝井委員 この採掘図というのが、財産権になつておつて、これは全然見せてもらえないわけです。これは少なくとも市町村長くらいが見せてもらえればいけれども、これも見せてもらえないのです。鉱業権者の財産ですから、秘密を保持されるわけですから、掘つていないと言へば、掘つていないということになつてしまつて、福岡通産局に昔からずいぶん古い採掘図があつたわけですが、火事が起つて焼けちゃつて、最近はその図がなくて非常に論争が起る。ボーリングをやらなければいかぬといつても、ボーリングなんというものは、金がかかつて、おいそれとどこもこれもやれるものじゃないわけですね。だから、少なくとも採掘図を公開にするとかいうくらいのことをしてもらわなければ、これは話にならぬ。鉱業法はそれは許してないです。だから、全部鉱業権者は秘密主義でやれるわけでしょう。だから、こういうやうにすでに踏んだりけられたりしてみじめな姿になつた地区がようやく復旧したのに、また掘つていくということは、よほどこれは注意をして鉱区の調整に当たつていただくように、これだけはひとつぜひ大臣も腹に置いていただきたいと思います。

それから、大蔵省はこの次しか来ないやうですから、大臣に先に見解を伺つて、次の十三日にしたいと思ひますが、まず第一に、国鉄の運賃の延納です。御存じのとおり、過去においてすでに、三十六年以來の三カ年間の分が、四十三年度から二年間で払わなければならぬといふので、二十二億たまつています。それから、今度四十一年度国鉄の運賃一四・七%引き上げ分について延納される分が約三十億です。そうすると、この三十億といふのは四十三年の四月から四十三年の三月末までに払つてしまふことになるわけですから、すぐ引き續いて、四十三年度から、前の三カ年分の二十二億を



度認めていく必要があると思う。もちろん、二十億も三十億も認めろといったって、三十三億しか認めておらぬのにとでも無理だ。そうすると、三分の一か四分の一くらいはこの際政治的に毎年認めていく必要があるんじゃないか。そうしますと、だいたい予算のつきが悪かったというところについても不満がやわらぎますよ。これは、家屋なら、待てと言えは、水さえつかなければ何とかが待てる。水のつくところを先にやれますからね。

ところが、いま日本の農業の現状から考えても、やはり土地に対する観念というのが農村ではだんだん低くなりつつあるわけですから、この際やはり、農地というものは大事だということで國が復旧を積極的にやり始めれば、産炭地域における農民の土地と農業に対する考え方もいろいろも違ってくると思うのです。そういう意味で、農林省としてはある程度の施越し工事はぜひやりたいと言っているんですから、通産省がもう一枚これに加わってもらえば、二人が位置を占めることになるから、大蔵省もわりあい陥落しやすくなるわけですね。ひとつ大臣の見解を伺っておきたい。

○三木國務大臣 通産省も一枚加わることにいたします。加わります。大蔵省とも折衝いたします。

○滝井委員 これはぜひひとつ今年度から認めるようにしていただきたいと思うのです。それはもう筑豊その他の地区では大手はともなくさんの農地の鉱害を起しておいて、その復旧が遅々として進まないのですよ。私も一つここで言いますが、三井田川は二百町歩ぐらいいりますよ。ところが、ことしの復旧は幾らするかというところ、四千万円しか復旧しないのですよ。百町をこえる農地の復旧をやるのに、四千万かそこらといったら、九年の一毛ですよ。復旧したことになるわけですよ。そこで、農民は非常に不信感を持つわけです。これは予算がつかないからこうなってしまうのです。そうすると、これはいま言った施越し工事をやるうとしてもやみになるわけですね。だから、施越し工事を認めるということにしてみれば、これ

はやみでも来年確実に補助金が来ますからいいわけです。ところが、いまの筑豊のように炭鉱が貧乏になると、國の許可を得なければ、やっただ、補助金はつかないことになると、どうにもならぬ。一割五分出せばとにかく十のものができるのですが、それをやっつて補助がつかないから、現地の責任者は切腹しなきゃならぬですよ。これは首ですよ。そういう現地の責任者の善意に對して、政治がやらなかつたためにそういう良識の人に責任を負わせるいき方というのは、よくないと思うのです。しかもそれは農民政治に対する不信感を抱かせる。この道は正義の道だから、ぜひ歩いていただきたい。ほくらも大蔵省に對しては来週やりませうけれども、大和田さんにもひとつその方針をお願いをいたしたいと思うのですが、だいじょうぶですか。

○大和田政府委員 先ほど申し上げましたことの繰返しになりますけれども、施越しを一般的に認めることが非常にむずかしいことであることは御承知のとおりでございます。普通の農業土木について施越しを認めている例は一般にはございません。また、この問題に關して無資力についてだけ施越しを認めるということにつきましては、各省で話を詰めたところで、それから多少別の道を歩きますことはなかなかむずかしいことであることも御了承いただけたらと思っております。すぐというふうにはなかなかまいらないでございまして、うけれども、私も、現地の実情等もよく調べて、関係各省とよく打ち合わせてまいりたいと思っております。

○滝井委員 ぜひお願いいたします。これで一時半で、大臣の切りがよくまりましたが、あと、五十億三千二百万円の利子補給の問題と、鉱害についての地方自治体の負担の問題がありますけれども、これはやりませうとまたちょっと時間をとりませうし、きょうは、大蔵省も来ていませんし、自治省もあれだそうですから、来週にさせていただきます。これでやめたいと思っております。

○加藤(高)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

昭和四十一年四月十四日印刷

昭和四十一年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局